

リーフレット③

身体障がい者の方を介護する方が自動車を運転する場合の減免

身体障がい者等の方だけで構成される世帯の身体障がい者の方が自動車を所有(取得)する場合、その世帯の身体障がい者の方を介護する方が、その身体障がい者の方のために運転するときは、自動車税環境性能割及び自動車税種別割又は軽自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

次のことに留意してください。

- 「身体障がい者等の方だけで構成される世帯」とは次の世帯をいいます。
 - ・ 減免の対象となる障がい者の方(身体障がい者の方)だけで構成される世帯(身体障がい者の方が単身で生活する場合を含みます。)
 - ・ 減免の対象となる障がい者の方(身体障がい者の方)と、身体障害者手帳等の交付を受けている方で減免の対象とならない障がい者の方だけで構成される世帯
- 自動車の所有者は、その世帯の身体障がい者等の方であればどなたでも構いません。
- 身体障がい者の方のために自動車を運転する方は、この場合の「身体障がい者の方を介護する方」に該当します。
- 身体障がい者の方を介護する方が、その身体障がい者の方の通院、通学、通所又は生業のために、その身体障がい者の方を自動車に乗せて、おおむね週1日以上運転することを継続的(6か月以上)に行うことが必要です。
- 身体障がい者の方1人につき家用の自動車1台に限ります。
 - ※ 「身体障がい者の方」の範囲については、リーフレット「自動車税等の減免について」をご覧ください。

減免の申請手続は、次のとおりです。

なお、身体障がい者の方やご家族のこと、自動車の使用状況などをお聞きすることがありますので、減免の申請手続は身体障がい者の方又は身体障がい者の方を介護する方が行ってください。

減免申請時に必要な書類等

減免の要件を満たしていることを確認しますので、次の書類等を提出(原本提示)してください。

1	自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税環境性能割・課税免除・減免申請書(提出)	
2	身体障害者手帳等(原本提示)	身体障がい者の方の確認のため
3	自動車運転免許証(介護する方のもの)(原本提示)	運転する方の確認のため
4	自動車検査証(原本提示)	家用自動車の所有者及び使用者並びに自動車検査証の有効期間の確認のため
5	自動車税等に係る常時介護証明書(提出)	身体障がい者等の方だけで構成される世帯であること、自動車の運転者が身体障がい者の方を介護する方であること及び身体障がい者の方のためにおおむね週1日以上運転することを継続的(6か月以上)に行っていることの確認のため

《常時介護証明書の発行機関》
 身体障害者手帳、療育手帳…居住地を所管する市の福祉事務所
 居住地を所管する町村
 精神障害者保健福祉手帳…居住地を所管する保健所
 ※札幌市の場合は、いずれの手帳でも「居住地を所管する区の保健福祉部」となります。

※1 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、保健所が発行する「精神障害者保健福祉手帳承認通知書」の提示を求めると場合があります。

※2 自動車の使用状況などを確認するために、その他の書類を求められる場合があります。詳しくは、総合振興局等にお問い合わせください。

減免を受けた後の手続き**1 現況確認照会書、現況回答書及び自動車税種別割納税証明書が届いたとき**

減免の要件を満たしていることを確認するため、車検有効期限の約2か月前に現況確認照会書により自動車の使用状況等を照会しますので、現況回答書に必要事項を記入の上、返送してください。

なお、現況回答書の回答内容については、実態確認を行う場合があります。

※ 現況回答書を未提出の方又は住所変更手続をしていないため現況確認照会書が届かない方は、翌年度から減免を受けることができませんのでご注意ください。

2 継続検査又は構造等変更検査(車検)を受けるとき

1の現況確認照会書に自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)を同封しておりますので、継続検査又は構造等変更検査時にご利用ください。

なお、運輸支局のシステムで自動車税種別割の納税確認ができるため、自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)の提示を省略できます。

3 自動車を入れ替えるとき

上記の「減免申請時に必要な書類」を用意の上、新たに取得した自動車の減免申請を行ってください。

ただし、減免を受けることができる自動車は、身体障がい者の方1人につき1台に限られていますので、新たに取得した自動車(新車)の自動車税環境性能割の減免を受けるためには、新車の登録日から1か月以内に、今まで減免を受けていた自動車(旧車)の移転又は抹消の登録手続が必要です。

なお、旧車の処理状況により新車、旧車どちらかの自動車に自動車税種別割を課税する場合がありますので、「自動車税種別割の減免の適用」欄をご確認ください。

4 申請した内容に変更があったとき

婚姻等により氏名が変わった、住所が変わった、減免を受けている自動車のナンバーが変わったなど、申請した内容に変更があったときは、総合振興局等に連絡をしてください。

変更となった内容により、新たに減免申請が必要となる場合があります。

なお、道外のナンバーに変更した場合は、新住所地の都府県庁等に手続方法等をお問い合わせください。

5 減免の要件に該当しなくなったとき

次の例のように、減免の要件に該当しなくなったときは、速やかに総合振興局等に連絡してください。

- ・ 身体障がい者等の方だけで構成される世帯ではなくなった。
- ・ 身体障がい者の方の通院、通学、通所又は生業のためにおおむね週1日以上の使用をしなくなった。